

注) 政治資金規正法第7条により、異動の日から7日以内に届出する
必要があります。

記載例

届出事項の異動届

提出日

提出部数は1部

令和 ○年 ○月 ○日

総務大臣
秋田県選挙管理委員会 様

活動区域が2県以上にまたがる団体のみ、
秋田県選管を經由して総務大臣あてに
書類を提出するので2部提出すること

異動後の新しい
内容で記入

印鑑は代表者の私印で可

政治団体の名称 秋田太郎後援会
事務所の所在地 秋田市山王○丁目○番○号
代表者の氏名 大館 一男 (印)

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内	容	異動年月日
ふりがな 政治団体の 名称	新 あきたたろうこうえんかい 秋田太郎後援会	電話番号、異動年月日、	令和 ○・○・○
	旧 あきたたろう おうえんのかい 秋田太郎応援の会	生年月日などに 記入もれがないように	
主たる事務所の 所在地	新 (〒010-0000) (電話018-○○○-○○○○) 秋田市山王○丁目○番○号		令和 ○・○・○
	旧 秋田市泉中央○丁目○番○号		
区分	氏名	住所	「新」の生年月日
ふりがな 代表者	新 おおだて かずお 大館 一男	(〒017-○○○○) 大館市片山町○丁目○番○号 (電話0186-○○-○○○○)	令和 昭40・○・○ ○・○・○
	旧 よこて まんさく 横手 万作	横手市旭川○丁目○番○号	旧は氏名・住所 のみ記載
ふりがな 会計責任者	新 住所・電話 番号のみの 異動届もあり	(〒014-○○○○) 由利本荘市水林○○番地 (電話0184-○○-○○○○)	令和 ○・○・○
	旧	由利本荘市岩城内道川○○番地	会計責任者と 職務代行者は 兼任できません
ふりがな 会計責任者の 職務代行者	新	(〒 -) (電話 -)	・ ・ ・ ・
	旧	異動のない事項は、空欄 のままか、記載せず斜線を引く	・ ・ ・ ・
その他	規約、綱領等の変更は「その他」に記載する。		